

11.2 金融サービス章留保表（附属書 III）

ブルネイ

石川直樹*

高宮雄介**

I. 現在留保（附属書 III セクション A）

金融サービス章におけるブルネイの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（すべての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野 ¹	留保対象義務／概要
金融会社	金融機関の市場アクセス（11.5 条） 金融会社法 89 章に基づき、金融会社はブルネイ国内において設立されなければならない。
両替送金業	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条） 両替送金業法 174 章に基づき、以下の定めに従わなければならない。 <ul style="list-style-type: none">ブルネイ国民のみが両替及び送金業を営むことができる。当該事業のための許認可には付与数の上限を設ける。
保険業	国境を越える貿易（11.6 条） 自動車保険（第三者リスク）法 90 章及び労働者補償法 74 章に基づき、強制加入の自動車第三者責任保険及び労働者補償保険は、直接若しくは仲介業者を通じて、ブルネイ国内の資格ある保険会社又はタカフル運営者からのみ購入することができる。
保険仲介業	内国民待遇（11.3 条）及び金融機関の市場アクセス（11.5 条） 2006 年保険令、2008 年タカフル令、会社法（39 章）、商号法（92 章）に基づき、以下の定めに従わなければならない。 保険代理人 <ul style="list-style-type: none">ブルネイ国民のみが保険代理人として登録することができる。

* いしかわ なおき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** たかみや ゆうすけ／弁護士・森・濱田松本法律事務所

¹ 本解説において、分野とは、金融サービス分野（Financial Services Sector）中の詳細分野（Sub-Sector）を指す。

	<p>保険媒介人</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険媒介人はブルネイ国内において会社として設立されていなければならない。
銀行業	<p>国境を越える貿易 (11.6 条)</p> <p>2006 年銀行令、2008 年イスラム銀行令、外部委託ガイドラインの定めに基づき、国内において認可を受けた銀行によるすべての外部委託活動は、次の条件を付して、ブルネイ通貨当局の承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該外部委託活動は、信用調査、決済、事業運営その他の中心的な銀行業務に関連するものであってはならない。 <p>かつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該外部委託活動は、金融機関の人的資本に影響を与えてはならず、現地従業員の解雇を伴ってはならない。
銀行業	<p>内国民待遇 (11.3 条)、金融機関の市場アクセス (11.5 条)、経営幹部及び取締役会 (11.9 条)</p> <p>2006 年銀行令、2008 年イスラム銀行令に基づき、ブルネイ通貨当局は、以下の条件が満たされる場合には、許可を与えない完全な裁量を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該銀行が、ブルネイ国外のいずれかの領域の法令に服する者に密接に関連しているか、ブルネイ通貨当局の銀行に対する監督権限の効果的な行使を妨げる管理規程に服する場合、 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> 50 パーセント以上の払込資本が外国政府によりもしくは外国政府のために所有されており、又は当該銀行に対して指示、支配もしくは当該銀行を運営することができる人員の全て又はその過半数が、外国政府もしくはその機関によって任命され、又は外国政府もしくはその機関のために任命されている場合。
全分野	<p>経営幹部及び取締役会 (11.9 条)</p> <p>2006 年シャリア金融監督令、2008 年イスラム銀行令に基づき、イスラム金融サービスを提供する金融機関は、そのシャリア諮問委員会にブルネイ国民を含めなければならない。</p>

II. 包括的留保（附属書 III セクション B）

金融サービス章におけるブルネイの中央政府レベルでの包括的留保の内容は以下の通り。

分野	留保対象義務／概要
資本市場 クリアリング 及び決済サー ビス	<p>内国民待遇（11.3 条）、最恵国待遇（11.4 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条）、経営幹部及び取締役会（11.9 条）</p> <p>2010 年ブルネイ通貨当局令、2013 年証券市場令、2015 年支払及び決済（オーバーナイト）令に関連し、以下の事項の設立及び運営を制限する権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. クリアリング及び決済サービス、 b. 中央証券預託機関、 c. 取引情報蓄積機関、 d. 取引設備、 e. 信用格付機関、 f. 取引所、又は g. 証券及び先物市場 <p>本留保は、これらの取引所又は証券市場に参加し又は参加しようとする金融機関には適用されない。</p>
信用状況報告 サービス	<p>内国民待遇（11.3 条）、最恵国待遇（11.4 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条）</p> <p>2010 年ブルネイ通貨当局令、2006 年銀行令、2008 年イスラム銀行令に関連し、信用状況報告サービスの設立及び運営に関連するあらゆる方法を採用又は維持する権利を留保する。</p>
銀行業	<p>金融機関の市場アクセス（11.5 条）</p> <p>2006 年銀行令、2008 年イスラム銀行令に関連し、以下を含む事項に関して、認可を受けた外国銀行の支店には適用されない国内銀行を優遇する措置を設ける権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 支店設置場所の数、及び b. 銀行業務の種類
全分野	<p>内国民待遇（11.3 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 以下の事項を含む補助金又は優遇措置を提供する権利を留保する <ul style="list-style-type: none"> i. 正当な国民経済の発展を目的として、政府保有機関又は政府系機関に対して行うもの ii. イスラム金融の発展を目的として、イスラム銀行、タカフ

	<p>ル、リタカフルを行うイスラム金融機関に対して行うもの</p> <p>b. 中小企業に対する資金提供との関係で、国内金融機関に対し、外国金融機関には開放されていない優位な扱いを行う権利を留保する</p>
--	---

III. 備考および更新情報

該当情報なし。